

第50回全国高等学校総合文化祭国際交流業務委託仕様書

1 委託業務名

第50回全国高等学校総合文化祭国際交流事業業務委託

2 目的

第50回全国高等学校総合文化祭（大会愛称：あきた総文2026。以下、「本文化祭」とする。）における国際交流事業開催に向けて、海外から2か国の高校生を招へいする。総合開会式での舞台発表のほか、県内生徒との各種交流行事を通じて、各国の高校生が互いの文化を発信するとともに、国際文化芸術交流の推進を図る。

については、当該事業が教育的配慮のもと安全かつ有意義に行われるよう、生徒及び引率者の旅行手配について、専門知識及び人員を有する者に業務を委託する。

3 契約期間

契約締結の日から令和8年9月30日（水）まで

4 業務内容

業務内容は以下のとおりとする。なお、詳細については、別紙1「招へい国別業務内容書」、別紙2「行程表（案）」、別紙3「バスの定員等」を参照し、不明な点は第50回全国高等学校総合文化祭秋田県実行委員会事務局（以下、「秋田県」とする。）へ確認すること。

- (1) 航空券等手配
- (2) 宿泊手配
- (3) 食事手配
- (4) 招へい国内及び日本国内移動手配
- (5) 通訳・添乗員等手配
- (6) 各種保険手配（訪日外国人対応）
- (7) 支払業務
- (8) その他
 - ① 危機管理対策を含めた運営マニュアル、各種資料の作成及び具体的対策等の実施
 - ② 行程表の作成
 - ③ 関係機関との連絡調整
 - ④ 各種申請の手続支援
 - ⑤ 石川県が別途委託する国際交流事業関係の受託者との連携
本文化祭には、石川県が1か国を招へいする予定である。当該国に関しては、石川県側が業務を実施するため、情報共有及び調整を行うこと。
 - ⑥ その他、旅行の前後を含む期間に必要な事項への対応

5 成果品

次の成果品を提出するものとする。

- (1) 令和8年度国際交流事業実施計画書・・・A4判／3部（提出期限：契約締結日から2週間以内）
※ 委託業務全体スケジュールのほか、国内外のスタッフ配置計画及び各手配内容を必ず記載すること。
- (2) 令和8年度国際交流事業実施報告書・・・A4判／3部（提出期限：令和8年9月1日（火））
※ 実際に実施した行程と、業務実施中に発生したトラブル及び対処について記載すること。
- (3) (1)及び(2)の電子データ（PDF及び発注者が編集可能な形式）

6 業務完了後の提出書類

受託者は、業務完了後遅滞なく、委託業務完了届及び精算報告書を提出すること。

7 留意事項

(1) 日本国外での対応

招へい国内の移動及び空港での手続きについては、現地係員が必要な随行を実施すること。

(2) 緊急事態への対処

緊急の事態が発生した場合、秋田県担当者に通知するとともに、業務が円滑に遂行できるように対処すること。

(3) 契約金額の確定及び支払い

費用は全て税込とすること。契約金額の確定にあたり、為替変動の影響を受ける項目については、変動を見込んだ為替レートで日本円を計上すること。

委託料の支払限度額は契約金額とし、精算報告書による精算の結果、精算額が契約金額を下回る場合には、精算額により支払金額を確定する。精算時の為替変動により、契約金額の増額を要する場合は、秋田県と協議すること。

(4) 損失補償

本文化祭が天災その他やむを得ない事情により中止となった場合や、業務の内容が変更された場合において、受託者に損失が生じることがあっても、その損失の補償を請求することはできない。

(5) 守秘義務

受託者は、業務を遂行するにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることはできない。委託期間が終了した後も同様とする。

(6) 個人情報の保護

受託者が、本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(7) 著作権及びその他の権利

成果品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、秋田県に帰属するものとし、秋田県は著作物について、自由に公表、著作者名の省略、改変及び利用（二次的な利用を含む一切の利用をいう。）をすることができるものとする。

また、受託者は、秋田県に対し、成果品が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保障するものとする。

(8) その他

この仕様書に定めのない事項については、受託者は秋田県と協議及び合意の上、決定するものとする。また、受託者は、秋田県が要請する打合せに必ず参加すること。